

令和7年度庁議報告事項

第16回庁議（2025年11月18日）

健康福祉部保健企画課

【件名】

（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項について

【要旨】

（仮称）中野区受動喫煙防止対策条例（以下「条例」という。）について、条例の考え方に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、条例案に盛り込むべき事項について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 意見交換会等の実施結果

（1）意見交換会

日 時	場 所	参加人数
10月30日（木） 19時～	鷺宮区民活動センター	1人
11月 2日（日） 10時～	中野区役所	3人
11月 7日（金） 19時～	南中野区民活動センター	6人
合計		10人

（2）インターネット等で寄せられた意見

件数：12件

（3）意見交換会での意見

件数：5件

（4）関係団体からの意見聴取（電子メール）

団体数：4団体

（5）条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方
別添1のとおり

2 条例の考え方からの変更点

なし

3 条例案に盛り込むべき事項

《項目》

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 区の責務
- ④ 区民の責務
- ⑤ 事業者の責務
- ⑥ 公共の場所における喫煙の禁止等
- ⑦ 喫煙場所に講ずべき措置等
- ⑧ 指導
- ⑨ 委任

※詳細は、別添2のとおり

4 パブリック・コメント手続の実施

条例案に盛り込むべき事項に対するパブリック・コメント手続を、令和7年12月8日（月）から令和8年1月7日（水）まで実施する。

区民への周知については、なかの区報（12月5日号）及び中野区ホームページに掲載するほか、区民活動センター等で資料を公表する。

5 今後の予定

令和8年3月 第1回定例会に条例（案）提案

(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例の考え方に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方
① 目的		
1	受動喫煙の被害を防止するのと同様に喫煙者の権利も守っていく必要がある。	喫煙者と非喫煙者が快適に暮らせる環境の整備を行っていくことが重要であると認識している。
② 定義		
2	公共の場所の定義に「道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいう。」とあるが、道路の具体的な定義はどうなっているのか。	区道、都道、その他区が条例で定める通路等を指し、私道は含まないが、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないように配慮しなければならないものとしている。
3	公共の場所の定義に“道路上での車内”は含まれるか。公共の場所にいる歩行者に受動喫煙が生じる可能性がある。	運転中などの道路上の車内については公共の場所には含まれないが、公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないように配慮しなければならないものとしている。
③ 区の責務		
4	喫煙環境を整備することを区の責務に記載する必要があるのではないかと。具体的な設置件数やエリア等を含めて記載する必要がある。	区が設置する公衆喫煙所の具体的な設置件数や場所については、近隣住民の方からの意見や人流、周囲の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に効果的な配置となるよう随時公衆喫煙所整備のあり方を検討していく。
④ 区民の責務		
—	意見なし	—
⑤ 事業者の責務		
—	意見なし	—
⑥ 公共の場所における喫煙の禁止等		
5	公衆喫煙所が少ないなかで、屋外の公共の場所における喫煙を禁止にするべきではない。区が喫煙所を設置し喫煙場所	公共の場所における喫煙の制限は、区民の健康を守るための喫煙の課題であり、特に子どもや妊婦をはじめとする

	を確保した上で規制をかけるべきではないか。	受動喫煙の影響を受けやすい方々への配慮が求められている。ただし、喫煙者の方々の行動を一方向的に制限するのではなく、民間が設置する公衆喫煙所の設置費等助成制度により、適切な喫煙場所の整備を並行して進めることが重要であると認識している。
6	受動喫煙が健康にあたえる影響は、屋内におけるエビデンスのみであり、屋外での喫煙を制限する根拠に乏しいのではないか。	厚生労働省では、「健康増進法は屋外について、禁煙等の措置は講じていないところであるが、分煙施設を設置するなど受動喫煙対策を講じる必要がある」との見解を示している。 また、WHOが示しているガイドラインにおいても、必要に応じて屋外の公共の場所においても効果的な対策を講じることを義務付けている。 受動喫煙は、他人のたばこの煙を吸い込むことで生じることから、屋外においてもその対策は必要であると考えている。
7	現在路上喫煙禁止となっている中野駅周辺ですでに喫煙所が足りていないと感じる。中野駅周辺をモデルとし必要な喫煙所数を把握した上で規制をかけるべきではないか。	中野駅周辺については、引き続き区が設置する公衆喫煙所の整備が必要と考えており、区民意見等を鑑みながら公衆喫煙所の設置等を検討していく。
8	禁煙場所の定義はどのようになるか。	健康増進法、東京都受動喫煙防止条例及び本条例の規定により喫煙をしてはならない場所を禁煙場所としている。
9	私有地で喫煙をし、公道や私有地外の人に受動喫煙させるようなケースの場合どうなるか。また私有地に行政が介入することになるのか。	私有地については、喫煙行為自体に制限をかけていないが、私有地外の公共の場所にいる人に受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければならないものとしている。
10	私有地での配慮義務に対応するために公衆喫煙所設置費等助成制度を活用することはできるか。	助成要件については検討中だが対象となる場合もあると考える。

11	「子どもの身体等」という表現には、大人の身体や持ち物も含まれるか。	特に子どもの身体の安全を守る必要があるという観点から「子どもの身体等」という表記にしているが、「等」には、子ども以外の身体や財産も含まれる。
⑦ 喫煙場所に講ずべき措置等		
12	区が作る喫煙所は原則閉鎖型としているが、場所や条件によっては、パーテーション型等の開放型を認めてもよいのではないか。	区が設置する公衆喫煙所は、受動喫煙防止に効果が高い閉鎖型が望ましいと考えるが、公衆喫煙所の整備状況に応じて検討を進めていく。
13	公衆喫煙所整備の設置目標はあるか。	令和 11 年度までに区内各駅 13 か所にそれぞれ公衆喫煙所を確保することを目標としている。
14	屋外の喫煙場所のみならず、屋内の喫煙場所でも、排気が受動喫煙をもたらさないようにする等、周囲の区民への配慮が必要と考える。	区が指定する喫煙所は、区設置・民間設置のいずれも屋内、屋外を問わず、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていると認める場所に限る。
⑧ 指導		
—	意見なし	—
⑨ 委任		
—	意見なし	—
その他		
15	「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」における路上喫煙禁止地区の成果はどのようにとらえているか。	区が実施した現地調査の結果、禁止地区に指定した当時と比べて路上喫煙率が低下していることから一定の効果があると考えている。
16	「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」を改正するのではなく、受動喫煙防止対策条例として新たな条例を作る意味はあるのか。	新たに受動喫煙防止に向けた条例を制定することにより、受動喫煙の防止に向けた取組を総合的かつ効果的に推進していくことができるものと考えている。
17	巡回指導だけで路上喫煙がなくなるとは難しい。条例を作るだけでなく、十分な事前周知や啓発を行う必要がある。	区報や区ホームページ等による周知だけでなく、街頭キャンペーン等を実施し、広く区民の方に知っていただくとともに、区の受動喫煙防止対策について理解が得られるよう努める。
18	ホームページだけでなく広く意見をまとめてほしい。	FAX や郵送等広く活用することに加え中野駅周辺の喫煙所に二次元コードを

		設置し喫煙者の意見を積極的に募っている。
19	巡回指導は平日日中だけでなく、喫煙率の高いと思われる土日夜間についても希望する。	巡回指導については、受動喫煙防止に効果的な実施方法を検討していく。

(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項

1 目的

この条例は、健康増進法の規定に基づき、受動喫煙による区民の健康への影響を未然に防止するための区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公共の場所における喫煙の禁止等その他受動喫煙を防止するための措置について定めることにより、区民の健康の増進等を図ることを目的とする。

(説明)

- 区、区民、事業者がそれぞれの責務を果たすことにより、受動喫煙防止措置がより効果的なものとなり、区民の健康増進につながっていくものと考えます。

2 定義

この条例における用語の意義は以下のとおりとする。

- ① 喫煙とは、健康増進法に規定する喫煙をいう。
- ② 受動喫煙とは、健康増進法に規定する受動喫煙をいう。
- ③ 区民とは、区内に居住し、在勤し、又は在学する者その他区内に滞在し、又は区内を通過している者をいう。
- ④ 事業者とは、区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- ⑤ 公共の場所とは、道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいう。
- ⑥ 喫煙場所とは、区内において区民が喫煙をすることができ、又はたばこの吸い殻を捨てることのできる場所として区長又は事業者が管理する場所（特定屋外喫煙場所を除く。）をいう。

(説明)

- 「喫煙」「受動喫煙」は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）と同様の定義です。

3 区の責務

区は、受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止措置を総合的に推進するとともに、受動喫煙防止措置の効果的な推進のため、区民、事業者及び関係機関等と連携を図るものとする。

(説明)

- 区は受動喫煙防止に向けた必要な措置を総合的に推進することが求められます。
- また、区は、この条例内容の理解促進のため、率先して情報提供を行うとともに、区民や事業者の取り組みへの支援や、関係機関を含め、連携のための調整を行います。

4 区民の責務

- ① 区民は、受動喫煙による健康への影響等について理解を深めるとともに、受動喫煙を生じさせることがないよう努める。
- ② 区民は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努める。

(説明)

- 区民は、受動喫煙を防止していくために、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響等について理解を深め、受動喫煙を生じさせないことが求められます。
- また、区が推進する受動喫煙防止措置に協力いただくことが重要だと考えます。

5 事業者の責務

- ① 事業者は、受動喫煙による健康への影響等について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって受動喫煙を生じさせることがないよう、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に取り組むよう努める。
- ② 事業者は、区が推進する受動喫煙防止措置に協力するよう努める。

(説明)

- 事業者は、受動喫煙を防止していくために、受動喫煙が人の健康に及ぼす影響等について理解を深め、事業活動を行うに当たって、受動喫煙防止に必要な環境の整備に取り組むことが求められます。
- また、区が推進する受動喫煙防止措置に協力いただくことが重要だと考えます。

6 公共の場所における喫煙の禁止等

- ① 区民は、公共の場所において喫煙をしてはならない。
- ② 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。
- ③ 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、居室内で喫煙することにより当該居室内にいる20歳未満の者、妊婦その他の受動喫煙による健康への影響について特に配慮が必要な区民（以下「要配慮者」という。）に受動喫煙を生じさせるおそれがあるときその他公共の場所以外の場所にいる要配慮者に受動喫煙を生じさせるおそれがあるときは、当該要配慮者に受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。
- ④ 区民は、禁煙場所以外の場所において喫煙をする際、点火されたたばこにより子どもの身体等に危害を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する。

（説明）

- 受動喫煙を防止していくために、公共の場所における喫煙を制限していくことが必要だと考えます。公共の場所は、道路、公園その他区が設置し、又は管理する施設の敷地（区が指定した喫煙場所を除く。）をいいます。
- 喫煙禁止場所以外の場所においても喫煙する際は、周囲の状況に配慮することが必要だと考えます。公共の場所にいる区民に受動喫煙を生じさせないことへの配慮、要配慮者（20歳未満の者、妊婦等の受動喫煙による特に配慮が必要な区民）へは公共の場所以外の場所にいる場合であっても受動喫煙を生じさせないことへの配慮、点火されたたばこによる子ども等への危害を生じさないことへの配慮をそれぞれ規定しています。

7 喫煙場所に講ずべき措置等

- ① 区長及び事業者は、その管理する屋外の喫煙場所について、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置を講じるものとする。
- ② 区長は、喫煙場所のうち当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置が講じられていると認めるものを指定喫煙場所として指定するものとする。
- ③ 区長は、指定喫煙場所の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該指定を取り消し、又は変更したときも、同様とする。

(説明)

- 区、事業者が設置する屋外の喫煙場所については、周囲の区民に受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置を講じるものとします。
- 受動喫煙を生じさせることがないよう必要な措置が講じられていると区長が認めるものは指定喫煙所として指定し、指定・取り消し・変更の際には告示します。

8 指導

- ① 区長は、公共の場所で喫煙をした者に対し、必要な指導をすることができるものとする。
- ② 区長は、事業者が管理する屋外の喫煙場所について、受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、当該喫煙場所の周囲にいる区民に受動喫煙を生じさせないために必要があると認めるときは、当該事業者に対し必要な指導をすることができるものとする。

(説明)

- 公共の場所で喫煙をした者及び事業者が管理する屋外の喫煙場所に受動喫煙防止に必要な措置が講じられていない場合で、周囲の区民に受動喫煙を生じさせないために必要があるときは、当該喫煙所を管理する事業者に対して指導をすることができるものとします。

9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(説明)

- この条例の定め以外で条例の施行について必要な事項は、区長が規則等で定めるものとします。